



清原淳平会長

新しい憲法をつくる国民会議 (= 自主憲法制定国民会議)

東京都出身。早稲田大学・大学院商学研究科世界経済学専攻、修士課程修了。博士課程二年目末、西武グループ会長・衆議院議員・堤康次郎総帥秘書。その際、岸信介の御面識を得たご縁もあり、昭和53年秋以降、岸信介元総理創設の3団体の執行役員に任命され、以来半世紀その執行を務め、現在に至る。

△ 講演する清原淳平会長。昭和54年2月、岸信介元総理を会長として設立された「自主憲法期成議員同盟」事務局長およびそれと連動する民間の「自主憲法制定国民会議」常任理事に任命される。

その時、両団体会長の岸信介元総理から、明確な指示が清原へあった。「自分は、世間に多い『現行憲法無効・明治憲法復元』ではない。自分は総理大臣に就任してその秋、国会の中に〔憲法調査会〕を設置しようとしたが、国会は反対する野党が多いため、そこで国会ではなく内閣の中に憲法調査会を創り、常設の機関として審議に入った。その内閣憲法調査会の設置も『明治憲法復元ではなく』て『現憲法有効・その上の合法的合理的改正』である。それは自分の信念なので、清原君もこの方針を厳守して、憲法改正案を創ってもらいたい」とのお言葉であったことを記しておく。そして清原はすでに『現行憲法103カ条全条文の解説・問題点』を出版し、岸信介会長との約束を果たしている。

(はじめに) 私は長年にわたり、日本国憲法改正の必要性をいろいろと解説して来ましたが、数年前より、諸外国憲法と比較してご解説すると、一番、ご理解頂けることがわかりました。それには、諸外国の憲法も提示しなければなり

ませんが、ただ印刷してお渡ししても御覧にならないこともあり、そこで数年前から、スライドにして解説すると、目と耳から入りますので、それが一番分かり易いことに気づき、近年はスライドを用い、ご解説をしております、本日もそういたします。

内容としては、次の四部に分けてお話しします。

▷第一部「憲法」が考え出された近世西欧では国民が権利として闘い勝ち取ったこと知る必要あり

▷第二部 西欧憲法では国家非常事態を掲げ、それに四種類を考えている。日本国憲法に規定なし。

▷第三部 西欧では、国家の独立主権が明記されているが、日本国憲法では不明確不十分である。

▷第四部 では、日本国憲法に、どういう条項を規定して、独立主権を明記すべきか！

上記の順に、以下、説明する

第一部 国民が権利を勝ち取った西欧の実情を！

古代からヨーロッパ大陸は戦争に次ぐ戦争だった。中央集権制下の西ローマ帝国と東ローマ帝国前半は、まだ良かったが、中央集権制が崩壊した中世後半以降は各地の民族が独立し、絶対専制君主国家が林立し、他国を凌ぐ武器を開発して他国を侵略し、他民族を奴隷にしたり放逐したりし、それも勝ったり負けたりを繰り返して、国民は、税金をとられ、城造りに徴用され、戦争となれば兵士にされ、反対すれば、君主から、土地家屋を没収されたり追放され、牢獄に入れられて暴行・拷問されるなど、国民は、苦しみに苦しみ抜いていた。

18世紀に入って近代思想家が現れ、具体的に人間には「天から与えられた基本的人権がある筈

だ」、また、専制君主の権力を分析し、「それは立法権・行政権・裁判権で、その三権を君主が独占使用しているのは不当だ、それら三権に国民の代表を参加させよ」との主張を展開した。君主はそれを弾圧し処刑したので、長い年月がかかったが、18世紀後半、この天賦人権思想の合理性が広く認識されるようになり、専制君主側も折れ、立法・行政・司法の各分野に、住民の代表を参加させるようになる。

こうした趨勢に反対し国民の権利を認めなかったフランス王朝などは、国民が武器を持って立ち上がり、やがて国王一族を処刑し、国民側だけの共和国政体を開始した国もある。

しかし、わが日本は、そうした歴史的体験がなく、19世紀後半、伊藤博文公により、ドイツを中心とする当時のプロイセン君主国の制度、すなわち、国民の権利を、君主が国民に授ける形式の明治憲法を制定した経緯である。また、今の「日本国憲法」も、日本国を占領し統治していたマッカーサー将軍が、占領軍基本法として制定し、日本に与えたもので、日本国民が自ら勝ち取ったものではないので、憲法に対する認識は、西欧諸国民に比べ、かなり遅れているのが実情である。

第二部 西欧諸国憲法には、国家非常（緊急）

事態宣言規定と国家非常（緊急）事態対処規定がある。現日本国憲法には、全くないという課題！

諸外国では、前掲の歴史から、国民の基本的人権尊重諸規定が原則として始めに掲げられ（それは現行日本国憲法にもある）、次いで、国家には平常時ばかりではなく、非常時もあり、その時は基本的人権も制約されることを明文で規定する。

その非常事態の形態としては、次の四種が考えられているので、それを掲げておくと、それは、

1) 自然大災害 火山噴火、大地震・大津波など。

2) 人工物大災害 大ダム崩壊、石油備蓄大爆発。

原子力発電所大爆発（東日本大震災でも体験）

3) 疫病・疾病の大流行、例えば

ペスト（14世紀ヨーロッパ。人口が半減した）

コレラ（19世紀前半）

スペイン風邪（1918年から3年間）

（今の新型コロナを含めた国が多い）

4) 他国からの攻撃・侵略

以上の四種であり、その具体例としてポーランド共和国憲法の第十一章〔緊急事態〕の第228条から第234条までの条文をスライドに映し説明した。また、日本の隣国・大韓民国憲法第76条に「内憂・外患、天災・地変、安全保障上の非常事態」の場合の詳細な規定があるので、それも条文全部をスライドに映し、説明した。

そして、現行日本国憲法にはこうした非常事態対処規定が一切ない。なぜ規定がないのか？国民の皆さん、考えていただきたい。

第三部 諸外国憲法には、国家主権に関する規定があるのに、日本国憲法にはないことを知っていただきたい。

例えば、外国からの侵略は、国家主権への侵害として、諸外国では多くの明文を置くが、現行日本国憲法には、非常事態対処規定がない。それはなぜかを考えよう。

例えば、大韓民国憲法第77条（戒厳の宣言）「大統領は、戦時・事変またはこれに準ずる国家非常事態に際し、兵力をもって軍事上の必要に応じ、公共の安寧秩序を維持する必要があるときは、戒厳を宣布する。」

▷アメリカ合衆国憲法第2条第2節「大統領は、合衆国の陸海軍および現に召集されて合衆国の軍務に服した各州民兵の総指揮官である。」

▷ロシア連邦 憲法第87条〔軍事権〕「ロシア連邦大統領は、ロシア連邦軍の最高司令官である。」

上記は、侵略など非常事態には、内応内乱などが起こり易い体験から、その場合は行政権のトップだけに指揮権があることを明記したものだが、この他には、対処規定が細かく定められている。

ところが、以上ずっと見てきたように、現行日本国憲法には、国家は平常時ばかりではなく、非常時もあるのに、その非常事態対処規定も一切ない上、第9条〔戦争放棄条項〕には、「武力行使の永久放棄」、「陸海空軍の不保持」、「独立国には国際法上認められている交戦権さえも否認」している。

第四部 現行憲法をどう改正すべきか！

第二次世界大戦で同じく敗戦国となったイタリアやドイツが、連合国との講和条約締結によって、独立主権国家となった以上、自分の国は自分で守るため、陸海空軍を持つのは当たり前として、憲法改正したのに対し、日本国は講和条約を締結して70年も経ったのに、再軍備もせず、属国憲法のままでいることを、国民の皆さん、どうか認識を新たにしていきたい。そして合法的・合理的な「当団体の憲法改正運動」にぜひご参加いただきたい。

日本の場合、敗戦降伏し、占領軍の指揮下に入った時点で、主権を喪失しており、現行憲法は、マッカーサー総司令官の占領政策を実現するためのものなのです。

改正に当たり、まず「第9条〔戦争放棄〕規定」の見直しが必要で、外敵から攻撃・侵略があった

場合、誰が指揮権を持つのか、そして具体的にどう対処するのか、憲法に明記する必要があります。

以下に、そうした場合を例示して置きましょう。

新設の1 第9条に代わる清原淳平改正案

- ① わが国は独立主権国家として、自衛のため陸海空軍その他の戦力を保持する。
- ② わが国は、過去の歴史を踏まえ、他国を侵略する戦争を否認する。
- ③ わが国の自衛権は、すでに加盟している国際連合憲章第51条の規定に従い、個別的自衛権はもちろん集団的自衛権をも保有する。

諸外国憲法にあるように、その他、最低次の条項を新設する必要がある。

新設の2 総理大臣の陸海空軍指揮権

新設の3 総理が欠けていた場合の指揮者決定

新設の4 侵略があった場合の諸対処条項

（上記、各条の内容については、当日配布したスライドを参照。またより詳細は、令和3年5月3日刊『国民のための憲法改正への勧め—現行憲法の全条文の解説・問題点』（善本社刊）。

また令和5年5月3日開催の国民大会で発表した清原淳平のスライド転写資料をご希望のかたは、事務局まで申し込みを。郵送料込み一部千円にてご送付いたします。）